

(資料二)

平成二十四年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県防災会議条例及び島根県災害対策本部条例の一部を改正する条例	1
島根県ふるさと雇用再生特別基金条例を廃止する条例	2
島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例	2
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	3
島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	4
島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例	4
島根県立都市公園条例の一部を改正する条例	5
島根県流域下水道条例の一部を改正する条例	5

第117号議案

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法施行令の改正に伴い、地方自治法に基づく予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるため、及び調査対象法人に係る経営状況を説明する書類を議会に提出するため所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を次のとおり定めること。

ア 県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

イ 県がその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(2) 調査対象法人は、毎事業年度終了後遅滞なく、経営状況を説明する書類であって規則で定めるものを知事に提出しなければならないこと。

(3) 知事は、調査対象法人について、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出するものとする。

(4) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第118号議案

島根県防災会議条例及び島根県災害対策本部条例の一部を改正する条例

1 提案理由

災害対策基本法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県防災会議条例の一部改正

ア 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が

	<p>任命する委員の定数は、15人以内とすること。</p> <p>イ その他規定の整理</p> <p>(2) 島根県災害対策本部条例の一部改正</p> <p>引用する条項の整理</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>
	<p>第119号議案</p> <p>島根県ふるさと雇用再生特別基金条例を廃止する条例</p> <p>1 提案理由</p> <p>地域における求職者の雇用機会の創出のための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県ふるさと雇用再生特別基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>
	<p>第120号議案</p> <p>島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例</p> <p>1 提案理由</p> <p>環境影響評価法の改正を踏まえ、対象事業に係る計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 計画段階配慮事項についての検討その他の手続について次のとおり定めること。</p> <p>ア 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画の立案段階において、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その結果について、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められ</p>

る地域を管轄する市町村長に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならないこと。

イ 対象事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならないこととし、当該意見を求めた場合は、知事及びアの市町村長に対し、意見の概要を記載した書類を送付しなければならないこと。

ウ 知事は、配慮書の送付を受けたときは、アの市町村長及び島根県環境影響評価技術審査会の意見を勘案するとともに、イの意見に配慮した上で、配慮書について環境の保全の見地から意見を述べるができること。

(2) 事業者は、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を要約した書類を作成するとともに、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこと。

(3) 事業者は、方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書（以下「評価書」という。）をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこと。

(4) 事業者は、評価書に記載した環境の保全のための措置の実施状況等の内容を公表しなければならないこと。

(5) (1)に伴う規定の整備

(6) その他規定の整備

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。ただし、2の(1)及び(5)については、平成25年10月1日から施行する。

第121号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅の廃止のため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

名 称	所 在 地
-----	-------

瀬戸ヶ島団地	浜田市
椎ノ木団地	益田市

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第122号議案

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

- 1 提案理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めること。
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第123号議案

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例

- 1 提案理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により道路法の一部が改正されたことに伴い、県道の構造の技術的基準等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めること。
 - (2) 県道に設ける道路標識の寸法を、規則で定めること。

- (3) 道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合を定めること。
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第124号議案

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により都市公園法の一部が改正されたことに伴い、県が設置する都市公園の配置及び規模の基準等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 都市公園の配置及び規模の基準を定めること。
 - (2) 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を定めること。
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第125号議案

島根県流域下水道条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により下水道法の一部が改正されたことに伴い、流域下水道の構造の技術上の基準等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準を定めること。
 - (2) 終末処理場の維持管理に必要な事項を定めること。
 - (3) その他規定の整備
- 3 施行期日
公布の日から施行する。